

訪問看護・介護予防訪問看護事業所 運営規程 別紙料金表

訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	314	3,491円	350円	699円	1,048円
	30分未満	471	5,237円	524円	1,048円	1,572円
	30分以上1時間未満	823	9,151円	916円	1,831円	2,746円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	294	3,269円	327円	654円	981円
	理学療法士等による訪問の場合(2回につき)	588	6,538円	654円	1,308円	1,962円
	理学療法士等による訪問の場合(3回につき)	795	8,840円	884円	1,768円	2,652円

- 注 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記単位数の1%減
- 注 業務継続計画未策定減算 上記単位数の1%減
- 注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 上記単位数の10%減
- 注 理学療法士等による訪問が看護職員の訪問を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合 1回につき-8単位
- 注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減
- 注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の10%減
- 注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の15%減
- 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減
- 注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において准看護師による訪問が1回でもある場合 上記単位数の2%減
- 注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において要介護5の者の場合 上記単位数に+800単位
- 注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数について 1日について-97単位
- 注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増
- 注 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増

介護職員等処遇改善加算により、月々のサービス利用料金に対して1.8%の加算が上乗せされます。

介護保険の負担割合に応じて、1.8%加算分のうち一部をご負担いただくことになります。

※国の制度に基づき、訪問看護の加算率は1.8%となります。

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,824円	283円	565円	848円
	30分以上 1回につき	402	4,470円	447円	894円	1,341円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,235円	224円	447円	671円
	30分以上 1回につき	317	3,525円	353円	705円	1,058円
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,336円	334円	668円	1,001円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ステーションの場合 1月につき	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,560円	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,780円	278円	556円	834円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2500	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,892円	390円	779円	1,168円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,336円	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円
口腔連携強化加算	1回につき(1月に1回を限度)	50	556円	55円	111円	166円

.....

介護予防訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定介護予防訪問看護 ステーションの場合	20分未満	303	3,369円	337円	674円	1,011円
	30分未満	451	5,015円	502円	1,003円	1,505円
	30分以上1時間未満	794	8,829円	883円	1,766円	2,649円
	1時間以上1時間30分未満	1090	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	3,158円	316円	632円	948円
	理学療法士等による訪問の場合(2回)	568	6,316円	632円	1,264円	1,895円
	理学療法士等による訪問の場合(3回)	426	4,737円	474円	948円	1,422円

- | | |
|--|------------|
| 注 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 上記単位数の1%減 |
| 注 業務継続計画未策定減算 | 上記単位数の1%減 |
| 注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 | 上記単位数の50%減 |
| 注 理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合
又は特定の加算を算定していない場合 | 1回につき-8単位 |
| 注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の15%減 |
| 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 | 上記単位数の25%増 |
| 注 深夜(22:00~6:00)の場合 | 上記単位数の50%増 |

介護職員等処遇改善加算により、月々のサービス利用料金に対して1.8%の加算が上乘せされます。
介護保険の負担割合に応じて、1.8%加算分のうち一部をご負担いただくことになります。
※国の制度に基づき、訪問看護の加算率は1.8%となります。

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,824円	283円	565円	848円
	30分以上 1回につき	402	4,470円	447円	894円	1,341円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,235円	224円	447円	671円
	30分以上 2回につき	317	3,525円	353円	705円	1,058円
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,336円	334円	668円	1,001円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ステーションの場合 1月につき	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,560円	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,780円	278円	556円	834円
12月を超えて理学療法士等による訪問を行う場合	1回につき	-5	-55円	-6円	-11円	-17円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,892円	390円	779円	1,168円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,336円	334円	668円	1,001円
口腔連携強化加算	1回につき(1月に1回を限度)	50	556円	55円	111円	166円